

広島県告示第百五十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成三十一年三月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県安芸高田市甲田町上小原及び同町下小原地内					
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の表示及び法規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成三十一年政令第八十四号）で定める事項
池ノ内（八〇六二）	急傾斜地の崩壊	池ノ内（八〇六二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
池ノ内（八〇六二一一）	急傾斜地の崩壊	池ノ内（八〇六二一一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
山田（八〇六〇一一）	急傾斜地の崩壊	山田（八〇六〇一一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
山田（八〇六〇一二）	急傾斜地の崩壊	山田（八〇六〇一二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
山田（八〇六〇）	急傾斜地の崩壊	山田（八〇六〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
中山田（八〇六二）	急傾斜地の崩壊	中山田（八〇六二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
中山田（八〇六一一一）	急傾斜地の崩壊	中山田（八〇六一一一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
飛貞（七八八二）	急傾斜地の崩壊	飛貞（七八八二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
飛貞（七八八一一一）	急傾斜地の崩壊	飛貞（七八八一一一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
古井手（二二五）	急傾斜地の崩壊	古井手（二二五）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり

高屋川(五〇九)	土石流	次の図のとおり	高屋川(五〇九)	土石流	次の図のとおり
池ノ内(八〇六二―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	池ノ内(八〇六二―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青迫(八〇四一―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	青迫(八〇四一―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
法恩地後組(八〇六八―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	法恩地後組(八〇六八―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
法恩地後組(八〇六八)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	法恩地後組(八〇六八)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
勇山(六二四四―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	勇山(六二四四―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
勇山(六二四四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	勇山(六二四四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
勇山(六二四四―三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	勇山(六二四四―三)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
勇山(六二四四―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	勇山(六二四四―二)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下小原(八〇三六一―)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下小原(八〇三六一―)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下小原(七八七九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	下小原(七八七九)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
青迫(八〇四一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	青迫(八〇四一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
谷上(八〇六四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	谷上(八〇六四)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
谷上(八〇六四―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	谷上(八〇六四―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
長見山(一三五七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	長見山(一三五七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上小原(二二〇七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	上小原(二二〇七)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
古井手(二二一五―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	古井手(二二一五―一)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり





内長見川（ 三七四隣 f）	土石流	次の図のとおり	内長見川（ 三七四隣 f）	土石流	次の図のとおり	
篠原（五五 九七隣 a）	土石流	次の図のとおり	篠原（五五 九七隣 a）	土石流	次の図のとおり	
高屋川（五 〇九隣）	土石流	次の図のとおり	高屋川（五 〇九隣）	土石流	次の図のとおり	
法恩地川（ 三八）	土石流	次の図のとおり		法恩地川（ 三九）	土石流	次の図のとおり
法恩地川（ 三九）	土石流	次の図のとおり		常友二号川 （三五二）	土石流	次の図のとおり
恩地川（三 五三）	土石流	次の図のとおり		恩地川（三 五三）	土石流	次の図のとおり
尾津谷川（ 三五四）	土石流	次の図のとおり		尾津谷川（ 三五四）	土石流	次の図のとおり
尾津谷川（ 三五五）	土石流	次の図のとおり		尾津谷川（ 三五五）	土石流	次の図のとおり
正学川（三 五六）	土石流	次の図のとおり		正学川（三 五六）	土石流	次の図のとおり
下迫一号川 （三五七）	土石流	次の図のとおり		下迫一号川 （三五七）	土石流	次の図のとおり
下迫二号川 （三五八）	土石流	次の図のとおり		下迫二号川 （三五八）	土石流	次の図のとおり
下迫二号川 （三五八隣 ）	土石流	次の図のとおり		下迫二号川 （三五八隣 ）	土石流	次の図のとおり
上迫川（三 五九）	土石流	次の図のとおり		上迫川（三 五九）	土石流	次の図のとおり
上迫川（三 五九隣 a）	土石流	次の図のとおり	上迫川（三 五九隣 a）	土石流	次の図のとおり	
上迫川（三 五九隣 b）	土石流	次の図のとおり	上迫川（三 五九隣 b）	土石流	次の図のとおり	
内長見川（ 三七四隣 u）	土石流	次の図のとおり	内長見川（ 三七四隣 u）	土石流	次の図のとおり	

内長見川（ 三七四隣○ ）	土石流	次の図のとおり	内長見川（ 三七四隣○ ）	土石流	次の図のとおり
内長見川（ 三七四隣p ）	土石流	次の図のとおり	内長見川（ 三七四隣p ）	土石流	次の図のとおり
正学川（三 五六隣）	土石流	次の図のとおり	正学川（三 五六隣）	土石流	次の図のとおり
法恩地川（ 三八隣）	土石流	次の図のとおり	法恩地川（ 三八隣）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。